

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	重度障害者(児)医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

重度障害者(児)医療費助成に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県湖西市長

公表日

令和4年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者(児)医療費助成に関する事務
②事務の概要	重度障害者(児)医療費助成事業の実施に関する事務を行う。 湖西市重度障害者(児)医療費助成規則、湖西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 【処理内容】 ①交付申請の受理、交付決定、受給者証の交付 ②受給資格変更等の届出の受理 ③県補助金交付申請、実績報告に係る県補助対象者を抽出するための所得確認
③システムの名称	福祉総合システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 重度障害者(児)医療費助成金受給者証交付申請書 2. 重度障害者医療費助成受給者台帳ファイル 3. 重度障害者(児)医療費助成金受給者証交付申請事項変更届 4. 重度障害者(児)医療費助成金受給者証再交付申請書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一の第1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一の第1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県湖西市健康福祉部地域福祉課 431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4532
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県湖西市健康福祉部地域福祉課 431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4532

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月11日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 山本 渉	地域福祉課長 竹上 弘	事後	
平成28年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1の項	・番号法第9条第2項 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の1の項 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条	事後	
平成28年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成28年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規制(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表第2の2の項	事後	
平成29年12月7日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	重度障がい者医療費助成資格情報ファイル	1. 重度障害者(児)医療費助成金受給者証交付申請書 2. 重度障害者医療費助成受給者台帳ファイル 3. 重度障害者(児)医療費助成金受給者証交付申請事項変更届 4. 重度障害者(児)医療費助成金受給者証再交付申請書	事後	
平成29年12月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の1の項 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一の第1の項	事後	
平成29年12月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規制(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表第2の2の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第8号 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一の第1の項	事後	
平成29年12月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月30日時点	平成29年12月1日時点	事前	
平成29年12月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月30日時点	平成29年12月1日時点	事前	
平成29年12月7日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
平成30年4月25日	5. 評価実績機関における担当部署	地域福祉課長 竹上 弘	地域福祉課長 笹澤 浩高	事後	人事異動
平成31年4月1日	対象人数		平成31年4月1日時点	事後	年度切り替わりの為
平成31年4月1日	取扱者数		平成31年4月1日時点	事後	年度切り替わりの為
令和3年4月1日	対象人数		令和3年4月1日時点	事後	年度切り替わりの為
令和3年4月1日	取扱者数		令和3年4月1日時点	事後	年度切り替わりの為
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム	事後	再評価を実施したため
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第8号 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一の第1の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一の第1の項	事後	号スレは9月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年3月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	再評価を実施したため
令和4年3月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月11日時点	事後	再評価を実施したため
令和4年3月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月11日時点	事後	再評価を実施したため
令和4年3月11日	III しいき値判断結果 しいき値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる	事後	再評価を実施したため
令和4年3月11日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再評価を実施したため